

＜環境省ニュース＞

地域に係る環境研究・技術開発をめぐる主な動向について

環境省大臣官房総合政策課環境研究技術室

1. 環境基本計画の改定と「地域循環共生圏」の実現

2018年6月、第五次環境基本計画が閣議決定され、そのキーコンセプトとして「地域循環共生圏」が打ち出された。地域循環共生圏とは、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて補完し、支え合うというコンセプトである。すなわち、第五次環境基本計画の目指す社会像は、いわば、「自立・分散×ネットワーク」であり、個々の地域が地域循環共生圏となって、その「細胞」が全国を被い、日本全体を持続可能かつ活力ある社会にしていくという考え方に立っている。

こうした地域循環共生圏の実現には、近年発展の著しいAI・IoT（Internet of Things）を含む先端ICT等も最大限活用しつつ、経済社会システム・ライフスタイル・技術といったあらゆる観点からのイノベーションを創出していくことが必要とされている。言い換えれば、科学技術基本計画の目指す「Society 5.0」（狩猟社会、農耕社会、工業社会、情報社会に続く「超スマート社会」と地域循環共生圏を同時に実現していくことが求められる。

地域循環共生圏は、全国画一的なやり方ではなく、地域がオーナーシップを持ち、地域固有の資源（再エネはもちろん、農林水産資源、観光資源、等々）を賢く使って、地域を活性化しつつ、その地域にふさわしい持続可能な社会を構想し実現していくものである。環境省でも2019年度予算において各種の支援事業を用意しているので、是非活用をご検討いただきたい。

2. 気候変動適応法の公布・施行

近年、気候変動の影響はグローバルに顕在化・激化しており、我が国においても、例えばここ数年、台風・熱波・豪雨の激化などが顕著である。こうした状況も踏まえ、2018年6月、気候変動適応法が公布され、12月1日より施行された。気候変動の影響は地域ごとに異なり、例えば地域の特産品が受けるダメージも大きく異なることから、地域により対策のプライオリティも異なり、各地域に相応しい適応策の検討・実施が必須である。同法のもと、政府はもとより各地域においても適応計画の策定

が進められるほか、各地域における適応策を科学的にバックアップする「地域気候変動適応センター」¹が立ち上げられることとなる。

地域気候変動適応センターを担う具体的な機関としては、地方環境研究所及び地方大学等が想定されるが、特に、地方行政の一部として地域の環境状況について基盤的知見を有する地方環境研究所に中心的な役割を果たしていただくことを期待している。

以下、環境省として、これをサポートする支援メニューを3点紹介する。是非、積極的に活用をご検討いただきたい。

① **研修の拡充**：環境調査研修所（埼玉県所沢市所在）における研修コースのうち、これまで適応関連は「地球温暖化対策研修」の1コマのみであったが、2019年は「気候変動対策研修」と改称した上で、適応に1日分を充てる方向。なお、カリキュラムは、行政官だけでなく、地方環境研究所の研究者にも役立つようなものとするべく調整中である。

② **国立環境研究所による支援**：気候変動適応法のもと、国立環境研究所は、適応に関する情報基盤の中核となり、地方自治体や地域適応センターに対する適応関連の技術的助言等の支援を行うこととされている。12月より、気候変動適応センターを新たに立ち上げ、こうした支援の体制も整えた。

③ **競争的研究資金**：環境政策貢献型の競争的資金である「環境研究総合推進費」においては、特に地域での適応関連の研究課題を重点的に公募している。2019年度分の新規課題公募は11月で締め切ったが、次年度もこうした重点化は継続したいと考えている。

3. 環境研究・環境技術開発の推進戦略の見直し

環境分野の研究開発の推進に関しては、中央環境審議会より「環境研究・環境技術開発の推進戦略」として2002年から4次にわたり答申がなされてきたところであるが（2002年・2006年・2010年・2015年）、第五次環境基本計画の中でこうした推進戦略が正式に位置付けられたことを受け、現在、戦略の見直し作業を進めている。新たな推進戦略の中では、「1.」で述べた地域循環共生

¹ 適応法においては、都道府県及び市町村が地域における気候変動影響及び気候変動適応に関する情報の収集・分析・提供等を行う拠点として、地域気候変動適応センターを確保するよう努めるとされている。

圏とSociety5.0の一体的実現や、「2.」で述べた適応策の強化（特に、地域における適応策の強化）等についても盛り込んでいくこととなる見込みである。